

平成 2 7 年度  
第 1 回  
社会福祉法人専門家会議  
会 議 録

平成 2 7 年 6 月 2 日  
東京都福祉保健局

(午後 3時30分 開会)

新田指導調整課長 定刻となりましたので、ただいまより平成27年度第1回社会福祉法人専門家会議を開催させていただきます。

委員の皆様にはご多忙なところご出席いただき、ありがとうございます。

本会の委員長は、委員による互選によるものと規定されております。つきましては、委員長が選出されるまでの間、便宜上、事務局が議事進行を務めさせていただきます。私は、福祉保健局指導監査部指導調整課長の新田と申します。よろしく願いいたします。

初めに、資料の確認をします。本日お配りしております資料は、本日の会議次第、社会福祉法人専門家会議設置要綱、社会福祉法人専門家会議委員名簿、そして、資料1として、新たな社会福祉法人制度への対応に向けた取組の検討について、資料2、社会福祉法人の経営適正化に向けた都の取組について、資料3、法人のガバナンス強化と財務規律の確保に向けた都の取組について、参考資料として、1から4、各1枚、計4枚を用意させていただきます。資料の不足はございませんでしょうか。

次に、6月1日付で福祉保健局長から新たな委員の任命の発令がございました。新たに加わっていただく委員は、お手元の委員名簿のとおりでございますけれども、ご紹介させていただきますので、一言いただければと思います。

今回、新たに委員となられましたのが、明治学院大学社会学部社会福祉学科教授の茨木尚子委員でございます。

茨木委員 明治学院大学の茨木と申します。よろしく願いいたします。社会福祉法人、いろいろ障害者福祉が専門ですので、そういった経営をしている社会福祉法人の幾つかとはかかわらせていただいていますけれども、大変過渡期でいろいろと制度も変わる中で、この委員を務めさせていただくということで、また勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

新田指導調整課長 続いて、社会福祉法人マザアス理事長で、東京都社会福祉協議会社会福祉法人協議会副会長の高原敏夫委員でございます。

高原委員 マザアスの高原でございますが、主として高齢の事業のほうをやっておりますが、今年度は介護報酬の減額で、かなり大きなショックを受けてやっております。よろしく願いいたします。

新田指導調整課長 続いて、東京都社会福祉協議会地域福祉部長の松田京子委員でございます。

松田委員 東京都社会福祉協議会の松田でございます。私は、今、所管をしておりますのは区市町村の社協ということでございまして、本日のこの会議のほうは、まだまだこれから勉強していかなければいけないことばかりかなと思っておりますが、区市町村社協も例外なく、この社会福祉法人制度改革に本当に先陣を切って対応していかなければいけないのではないかなと考えております。何とぞよろしく願いいたします。

新田指導調整課長 他の委員の皆様は継続でございますが、改めてご紹介いたします。

今井法律事務所 弁護士今井克治委員でございます。

今井委員 今井でございます。よろしくお願いいたします。引き続きやらせていただきます。

新田指導調整課長 大光監査法人理事長で公認会計士の亀岡保夫委員でございます。

亀岡委員 亀岡でございます。できるだけことはやらせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

新田指導調整課長 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授の平岡公一委員でございます。

平岡委員 平岡公一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新田指導調整課長 福祉保健局指導監査部長の飯塚美紀子委員でございます。

飯塚委員 飯塚です。よろしくお願いいたします。

新田指導調整課長 次に、オブザーバーとして、区及び市から2名の方に出席いただいておりますので、ご紹介いたします。一言ずつお願いいたします。

世田谷区保健福祉部、泉谷憲俊指導担当課長でございます。

世田谷区泉谷指導担当課長 泉谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新田指導調整課長 八王子市福祉部、鈴木克彦指導監査課長でございます。

八王子市鈴木指導監査課長 八王子市の鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

新田指導調整課長 ここで、東京都を代表して、飯塚指導監査部長よりご挨拶申し上げます。

飯塚指導監査部長 飯塚でございます。委員という立場と、指導監査部長という立場との、二面性を持っておりますので、ちょっとまず局を代表いたしまして、この場でご挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、委員をお引き受けいただきまして、東京都に対してのお力添えと助言をいただけるということ、本当にどうもありがとうございます。東京都を代表してお礼を申し上げたいと思います。

この専門家会議は、皆様方にお配りしております要綱にもありますように、23年度から社会福祉法人の指導及び処分等に関する専門的助言と、社会福祉法人の適正な運営を図るためにはどうすればいいかということについて、具体的個別に助言をいただくということで、専門家会議を開催してまいりました。

今回、所轄庁が区市に一部移ったということ、それから、ご案内のとおり、社会福祉法人改革ということで、いろいろな形で、今回、法制度が変わるという中で、少し専門家会議を拡大・発展させて、趣旨はこれまでの専門家会議と同様な中で、さらにいろいろな方々のご意見をいただきながら、東京都がどれだけ社会福祉法人の発展、指導、努めていけばいいかということに対して、さらに幅広くご意見をいただくという形で、このように先生方をお願いすることとなりました。

専門家会議という名前で、それぞれに先生方、専門性をお持ちなのは重々承知していますが、もちろんそれにこだわらず、幅広い観点からご意見をいただければありがたいと思っておりますので、短期間の間に少し開催回数がふえてしまって、ご多忙なところ、申しわけないんですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

新田指導調整課長 次に、委員長選出をお願いしたいと存じます。

今回、社会福祉法人専門家会議設置要綱につきましては改正を行いまして、要綱第4条により、委員長は、委員の互選により選出していただくことになりました。

委員の皆様方、適任を考える方がおられましたら、ご推薦いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

今井委員 私から推薦させていただきます。当初から、当会議の委員であり、また、社会福祉法人経営適正化検討会の委員長をお願いしておりました平岡委員に、今回も委員長をお願いできればということで、推薦させていただきたいと思います。ご専門の学識を含めて、ご経験も含めまして適任ではないかと考えております。よろしく願いいたします。

新田指導調整課長 平岡委員へのご推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

新田指導調整課長 皆様、異議なしという声が上がりました。

それでは、互選の規定によりまして、平岡委員が委員長にご就任されることになりました。

これからは平岡委員長に議事進行をお願いしたいと存じます。

平岡委員、委員長席のほうにお移りください。

平岡委員長 それでは、今、委員長に選出をしていただきました、平岡でございます。この分野、少し私が委員長としては力不足な面もあるのではないかと感じておりましたが、今、これまで委員を務めてきたということでご推薦をいただきましたので、今回、お引き受けをさせていただきまして、それぞれの分野の専門家である委員の皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、委員会の運営に努めてまいりたいと思います。ひとつどうぞよろしく願いいたします。

では、まず初めに、本会議及び会議にかかわる資料及び議事録につきましては、社会福祉法人専門家会議設置要綱、こちらの第7条に基づきまして、原則として非公開となっております。ただし、「委員長が認めるときは、会議並びに会議に係る資料及び議事録を公開することができる」となっておりますので、今回の議題については公開とさせていただきます。皆様、ご了承ください。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

では、まず会議資料に基づいて、事務局から説明を行っていただきまして、その後、委員の皆様からご意見をお伺いできればと思います。

それでは、事務局、よろしく願いいたします。

新田指導調整課長 それでは、資料1から資料3までを続けてご説明させていただきます。適宜、参考資料のほうも使いまして、ご説明させていただきます。

まず、資料1をごらんください。新たな社会福祉法人制度への対応に向けた取組の検討についてということで、この資料では、今後、この専門家会議の意見をいただきながら、東京都として、どういう考え方で検討を進めていくのかというものをまとめてございます。

まず、検討の目的ですけれども、皆様ご存じのように、社会保障審議会の福祉部会の報告書がこの2月に出されまして、今後、国は、社会福祉法等を改正して、社会福祉法人の経営組織の見直しや財務規律の強化等を目的とした、大幅な制度の見直しを行うことを予定しています。

その国の見直しの内容につきましては、参考資料の1と参考資料の2をごらんいただきたいと思います。

まず、参考資料の1ですが、これは社会福祉法等の一部を改正する法律案ということで、国が出しております資料をもとに作成しております。社会福祉法人制度の改革ということで、大きく5点について見直し、それを法案に反映させていくという形になっております。

確認のために申し上げますと、一つ目が、経営組織のガバナンスの強化。主な中身としまして、議決機関としての評議員会を必置、一定規模以上の法人への会計監査人の導入、こういった新たな取組が検討されております。

二つ目として、事業運営の透明性の向上。財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等。

三つ目としまして、財務規律の強化ということで、役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益の供与の禁止等、社会福祉充実計画（再投下財産）の明確化等があります。

四つ目といたしまして、地域における公益的な取組を実施する責務ということで、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料または低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定すること。

五つ目として、行政の関与のあり方、所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携などを規定すると、こういう形になっております。

施行期日ですが、お手元の参考資料1の書き方がちょっとわかりにくいので、改めて申し上げますと、平成28年4月からの施行につきましては、事業の運営の透明性の向上、4番目の地域における公益的な取組を実施する責務、そして、行政の関与のあり方です。経営組織のガバナンスの強化、三つ目の財務規律の強化、この点につきましては29年4月ということで、今回は、ガバナンスの強化の話と財務規律の強化の話を検討していきたいと思っております。

続きまして、参考資料2のほうです。これが社会保障審議会福祉部会の2月に出た報

告書の内容になっております。時間の関係もありまして、詳細はご説明いたしませんけれども、法人制度の改革の考え方として、公益法人制度と同等の見直しを社会福祉法人に求めていると。社会福祉充実計画等につきましては、公益法人制度、それを上回る考え方を求めているという形になります。

ここに「今後の国の予定」とありますけれども、先ほどの繰り返しになりますが「報告書」をもとにして、制度改革にかかる法案を今通常国会へ提出予定となっており、法施行は28年4月が予定されております。再投下計画作成の具体的な中身については、今後ガイドラインを作成していく予定になっております。

それ以下、報告書の主な内容ということで、先ほどの法律案に関連しているものですが、4点ほどございまして、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保、地域における公益的な取組の推進、そして、行政の役割と関与が報告書に書かれております。ここで検討された事項が法律案に反映されてきているという流れになっております。

それでは、資料1のほうに戻っていただきまして、そういった国の制度改革の動向を踏まえまして、都として検討していかなければいけないということで、後ほど、また資料でご説明いたしますけれども、都はこれまでも社会福祉法人の経営適正化事業を進めることによって、都内法人の経営機能の強化や経営状況の財務分析等を行って、効果的な指導検査に取り組んできました。

しかし、今回の制度改革というのは、これまでにない取組、大きな改正ということで、もちろん法人自らの取組を促していかなければいけないということもありますけれども、所轄庁として指導検査体制の一層の充実を図っていく必要があると考えております。

特に都内におきましては、社会福祉法人の数が多く、大規模法人の本部が集結していることなど、東京都の地域特性を踏まえた対応が必要になってきます。つきましては、外部有識者や地域の福祉関係者等によって専門的な助言を受けながら、区市との連携のあり方も含めて、新制度へ円滑に移行するための都の取組について検討を行っていく、これが大きな検討の目的になっています。ここで「都の取組」とありますけれども、都の立場としては、広域的な自治体としての立場と、所轄庁としての立場、この二面を持っているということになります。

主な審議事項ですけれども、社会福祉法人のガバナンス強化に向けた取組について、財務規律の確保に向けた取組について、そして、社会福祉充実計画について等という形になっております。今回は、この審議事項の一つ目と二つ目のガバナンス強化に向けた取組についてと財務規律の確保に向けた取組について、検討していきたいと考えております。

今後の予定も含めたスケジュールですけれども、具体的な制度の運用というのが、先ほどお話ししましたガイドラインで定められることになっています。また、経過措置が、

今後、設けられることも考えられます。そういったものを勘案しながら、平成27年度は4回程度、この会議を開催し、都の取組について、皆さんの意見を伺っていきたいと思っております。

29年4月以降の施行となる事項もありますので、28年度も引き続き検討を行っていきたいと考えております。

27年につきましては、第1回が今回、第2回を7月中旬～下旬あたりに開催し、第3回目を10月～12月にかけて、そして1月～3月にかけて、第4回を開催したいと考えております。

資料1の説明は以上になります。

続きまして、資料2、社会福祉法人の経営適正化に向けた取組についてということで、先ほど、検討の目的の中で、都もこれまで社会福祉法人の経営適正化事業に取り組んできたというお話をしましたが、その内容についてご説明いたします。今後の検討に当たりまして、今までの都の取組を発展させる形での対応ということも考えられますので、その詳細な中身についてご説明したいと思っております。

まず、この社会福祉法人の経営適正化事業につきましては、平成23年3月に東京都の社会福祉法人経営適正化検討会最終報告が出されまして、ここで取りまとめられた内容に沿って実施してきています。検討は平成21年7月から23年の3月まで、約1年半にわたって行われました。内容は大きくわけて三つほどあるんですけども、まず一つ目が、社会福祉法人の経営機能の強化ということで、いわゆるガバナンスの強化の取組を進めてきました。その一つが役員機能強化研修で、理事ですとか、監事を対象とした研修を平成25年度まで実施しています。考え方としては、ここにありますように、役員の就任から4年以下、かつ課題を抱える法人などの理事及び監事を対象として、初級の研修と、それを修了した者を対象としたフォローアップ研修を実施してきました。下に実績が書かれておりますけれども、全部で12回実施しまして、理事については1,134名、監事については270名を超える方について実施をしてきました。

その右側ですけれども、理事、理事会、法人本部機能に関する国への提案要求ということで、5項目ほど要求をしております。主なものをご紹介しますと、意思決定機関としての理事会の役割等について、法に定めること。理事の権限及び責任範囲について、法により明確にすること。執行機関としての法人本部機能について、法に明確にすること。法に「勧告」の規定を設けるとともに、行政処分までの手続を明確にすること。こうした内容について、国に提案要求してまいりまして、今回の国の社会福祉法の改正案の中に盛り込まれているものもあります。例えば理事会の役割等について法に定めることですとか、理事の権限及び責任について法に明確にすること、法に「勧告」の規定を設けるとともに、手続を明確にすること、こういったことが国の改正法案に反映されたということで、都の提案が実を結んだ形になっております。

次に、その右側に行きまして、課題のある社会福祉法人の早期発見、早期対応という

ところで、指導検査を行うに当たって、問題ある法人を早期に発見する仕組みをつくっていかなければいけないということで、検討会の報告を受けまして、仕組みづくりを行いました。一次抽出、二次抽出、その後の重点指導すべき法人への早期対応と、大きく三つに分かれますが、まず一次抽出におきましては、「運営管理」、「サービス」、「会計」、それぞれの分野において、チェックリストをつくって、指導検査の際に確認します。それで問題があったものについては二次抽出につなげていくことになります。

さらにその右側に行って、それを補完するものとして、都内法人の財務状況を11の指標により分析し、指導検査の基礎資料として活用することとしています。実際の11の指標につきましては、参考資料4のほうにありますので、参考にいただければと思います。流動比率や当期末支払資金残高などの、短期の安定性、長期の安定性、コストの合理性、収益性などをはかる指標を設けております。

都では、厚生労働大臣所管を除く、都内の全ての法人の財務諸表等を集めまして、この財務分析を行っております。そして、都内の平均値を出しまして、ホームページに掲載をして、自らの経営状況が、都内の同種の法人と比べてどうなのかというところを確認してもらおうという取組を行っております。都としても、指標が特に問題がある場合には、指導検査の参考にするという形での使い方をしております。

こうした簡易財務分析を行った結果、問題がある法人につきましては、二次抽出として財務諸表の経年比較ですとか、法人単位だけではなくて、施設単位での財務分析ですとか、同種施設の平均との比較等、より詳細な分析をし、課題を明確化していきます。

その過程で必要に応じて、モラルサーベイ・チェック、で組織・職場管理に対する職員の態度や満足度として、組織・職場管理に対する従業員がどういった問題や不満を持っているのか、ということも確認しています。

あるいは、経営上の課題を抱えることが判明した法人につきましては、SWOT分析というものも行っております。

このような過程で、法人の課題を発見し、指導検査の結果、重点的に指導を要すると判断された社会福祉法人につきましては、社会福祉法人専門家会議で、専門家の方からもご意見・ご助言をいただく。そういった仕組みになっております。

さらに課題が改善されない社会福祉法人につきましては、処分等が必要になってきますので、また専門家会議にて意見をいただく仕組みになっています。

こういった仕組みを基本としながら、今後、どの様な取組が考えられるかということですが、資料3をご覧ください。この資料に、今回、議題として取り上げています具体的な事項と課題と方向性をまとめています。大きく上半分が法人のガバナンスの強化で、下が財務規律の確保となっておりますけれども、法人のガバナンス強化について、まずご説明いたします。

新たに法律に規定された事項の一つ目として、理事会・理事・理事長について権限・義務・責任が法律上規定されます。具体的に言うと、理事会につきましては、重要な業



務執行に関する決定ですとか、理事の監督、理事長の解職についての権限が与えられません。一方で理事の責任として、善管注意義務であるとか、法人や第三者への役員の損害賠償責任が法に規定されております。

続いて、の監事についてですが、これも権利・義務・責任が法律上規定され、権限については、理事・法人職員への報告要求・調査。義務としては、監査報告書の作成、理事会への出席。そして、責任としては、法人及び第三者への損害賠償責任ということで、監査報告の虚偽の記載に対する損害賠償責任があるということで、法でその責任の重さが改めて規定をされたということになっています。

続いて、評議員会・評議員ですが、ここが大きく今回見直されたところで、全ての法人に必置の議決機関として、法律上、評議員会が規定されました。権限としては、理事・監事・会計監査人の選任、理事等への報酬の決定ですとか、評議員会の招致権、重要事項についての決定の権限が与えられました。義務としては、理事と監事等の兼職の禁止、善管注意義務。そして、責任として、法人及び第三者への賠償責任が規定をされることになっております。右側に、現状、都として課題があると考えているところをまとめたものになっております。

理事・理事長・監事につきましては、実際の指導検査の結果から出てきたものとして、理事会で本来審議すべき事項が審議されていなかったり、理事会への欠席が継続し、理事の職責を果たしていない事例が見られます。法律に規定されている権限、責任、義務が十分果たされていないような事例が見られるということです。

二つ目の評議員会・評議員についての課題としては、今回必置の議決機関となりますが、現在は設置は任意になっております。都内所在法人のうち、現在、大体35%の法人が、評議員会を設置していませんので、新たに評議員を選任して評議員会をつくらなければいけない法人が多いことも課題と考えられます。

それと、やはり指導検査の中で出てきた問題として、評議員会への欠席が継続する評議員がいるとか、予算等法人業務における重要事項について評議員会で意見を聞いていないなど、評議員がその職責を果たしていない事例が見られております。

こうしたことを踏まえて、都として検討の方向性ということで、ガバナンスの強化については大きく2点記しております。一つ目は、理事及び監事等の役員が法律上明記された自らの職責を理解して、十分機能するよう、都としての取組を検討すべきではないか。都としての取組とは、先ほど申し上げたように、所轄庁としての取組と、区市と連携した広域的な自治体としての取組と、二つあると思います。

二つ目として、議決機関としての役割を評議員会・評議員が果たすよう、都としての取組を検討すべきではないか考えています。

続きまして、財務規律の確保です。これも新たに法律に規定された事項として、三つほど、記しております。一つ目が会計監査人の設置、これは、ガバナンスの強化のところで重なる部分もありますが、法律の文言で言いますと、一定規模以上の特定社会福祉

法人、事業活動計算書におけるサービス活動収益が10億円以上等の法人につきましては、会計監査人による外部監査の義務づけがされます。そして、法人の財務諸表や、業務及び財産の状況等への監査が義務づけされました。

二つ目の、社会福祉充実残額の明確化としましては、いわゆる内部留保を明確化して再投下可能な財産を明らかにしていくということになっています。

社会福祉充実計画につきましては、今後、国からガイドラインが出された後、第3回目以降で詳細については議論していかなければいけないと考えておりますけれども、財務規律確保の中にはこうした再投下財産の明確化というところも挙げられております。

そして、三つ目は、都道府県による財務諸表、現況報告書等の情報収集・分析ということで、広域的な自治体の役割として、社会福祉法人の活動状況の調査及び分析が規定されております。

こうした法の規定に対する課題といたしまして、一つ目として特定社会福祉法人については、会計監査人の設置が義務づけられますが、その義務づけとならない法人についても財務規律を確保していく必要があるのではないかとということです。国は段階的に対象を拡大していくと言っておりますけれども、当面、そういった法人に対しても財務規律の確保は必要と考えています。

会計監査人の設置が義務づけられない規模の法人においても不適正な経理処理が指導検査で実際に見られる場合もあります。いわゆる「内部留保」の明確化というのは、会計監査人設置の対象とならない法人についても義務づけられますので、そもそも財務諸表を正確に作っていないと、正確な社会福祉充実計画はつくれないのではないかと考えます。

会計監査人のもう一つの役割としましては、適正な業務及び財産の状況把握ということで、業務とか財産の状況をチェックするわけですが、会計監査人がいなければ、そのチェック機能というのを自ら働かさなければいけない。こういった課題があると思います。

課題の二つ目は、財務分析の検討ということで、これは広域的な自治体の役割として規定されたものに対する課題です。先ほどの資料2でご説明したように、指導検査の参考とするため、都では財務諸表を収集して財務分析を行っていますけれども、都が行う簡易な財務分析については、法人単位であったり、前年度と今年度、2カ年の比較でしかないということで、なかなか活動状況の全てを把握できているものではないという課題もあり、新たな検討項目を加えていく必要があると考えています。

これらの課題に対する検討の方向性の1つ目として、会計監査人設置が義務づけられない法人においても、適正な経理処理が行われるよう、都として取組を検討すべきではないかということ。

検討の方向性の二つ目としては、現行の都の財務分析の仕組みについて必要な見直しを行って、法人自らが経営上の課題を発見できるような仕組みを検討するべきではない

かということ。

そして、財務分析の課題に対する検討の方向性として、都が現在行っている財務分析の仕組みについて、必要な見直しを行って、法人の活動状況等をより明確に把握できるようなものにしていく必要があるのではないかと。少し長くなりましたけれども、事務局からのご説明は以上でございます。

平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を受けまして、委員の皆様にご意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

亀岡委員 確認でございますが、参考資料1の社会福祉法人制度の改革の施行日の適用時期が二段階のようなお話があったと思うんですが、確認の意味で、もう一度、そのところをお願いできますでしょうか。

新田指導調整課長 28年4月から施行される分につきましては、(2)の事業運営の透明性の向上のうち、財務諸表・現況報告書の公表に係る規定の整備、そして、(3)のうち、役員等関係者への特別利益供与の禁止と、そして、(4)の地域における公益的な取組を実施する責務、(5)行政関与のあり方です。

ただ、行政関与のあり方の中でも、ここに書いていないんですが、先ほど資料3の一番下にありました、都道府県による社会福祉法人の活動状況等の調査・分析、統計等の作成・公表につきましては、29年4月からとなっています。(1)の経営組織のガバナンスの強化と、(3)の特別の利益供与の禁止以外のものについては29年4月という形になっています。

平岡委員長 よろしいでしょうか。

亀岡委員 はい。

平岡委員長 その他の資料の確認でも結構ですので、お願いいたします。

それでは、ちょっと私から、今後の審議の進め方ということで確認をさせていただければと思いますが、主な審議事項は、資料1の主な審議事項で三つ挙げておりましたが、三つ目は「等」ということで、その他のことも含まれるということだと思いますが、資料1の2の主な審議事項ですが、社会福祉法人のガバナンス強化に向けた取組について、2番目が財務規律の確保に向けた取組についてということですね。この二つを中心に検討していくことになるだろうというお話でありましたし、資料2、資料3でこの都の取組について二つのものを挙げていただいて、二つのものというのは、その最初の三つのうちの二つのものに対応する説明がここに載っているわけですが、この三つ目の社会福祉充実計画についてというものについては、この今年度の審議の中で、特に取り上げる予定というのではないのかどうか、あるいは議論するとしたら、どういう観点から議論していくことになるのかということと、ご説明いただければと思います。

新田指導調整課長 社会福祉充実計画につきましては、国が、今後、ガイドラインを作っていくという形になっておりまして、例えば参考資料2の検討会報告書のところにご

ざいますように、一番右側の下、再投下計画作成に係るガバナンスということで、内部留保の明確化の中に控除対象財産（事業継続用財産）というのがあるんですが、これを利益剰余金から差し引いて、余りがある場合については、その下の、の事業に充当していくような計画をつくっていくというのが、国の考えている社会福祉充実計画なんですけども、例えばこの控除対象財産はどうやって計算するのかということについては、今後、国がガイドラインで示すという形になっております。

そのガイドラインが出てこない、なかなか検討ができないということもあるので、年度後半の、第3回目以降から社会福祉充実計画について検討していきたいと思っています。その視点としましては、広域的な自治体である都が、地域ニーズを踏まえた各法人の社会福祉充実計画をどのような観点で承認をすればいいのかとか、それだけではないと思うんですけど、そういったことについて検討をしていきたいと思っています。平岡委員長 ありがとうございます。皆様、よろしいでしょうか。

その他の点でご意見等ありましたら、お願いいたします。

飯塚委員 すみません、よろしいでしょうか。

平岡委員長 どうぞ。

飯塚委員 資料3にありますように、かなりガバナンスや財務規律について改正法ではきれいに規定されて、それに対しては、今、社会情勢の中でも大きな反発というのは全くないと思っておりますが、課題に書いてありますように、現実問題としては、小規模な社会福祉法人では、なかなか理事会が機能していなかったり、評議員会というものは一体なんぞやというような、レベルの社会福祉法人もかなりありますし、監事の方も、昔からのおつきあいで監事に就任されている、という事例もございます。

一方で、財務規律のほうも、会計監査人の設置義務については10億円以上ということなんですけども、会計監査人を置くような法人ではない小さな法人ほど、会計の問題が出てきて、それが非常に大きな問題になって、世間を騒がせるような問題も出てきております。実際に法が施行されて、粛々とやっていく中で、指導検査部隊が、東京都なり、あるいは所轄庁の区市なりが入って、そういうことに対して指導をしたり処分したりというようなことは、もちろんその行政側のコスト的にも非常に人件費をとってしま

う。

一方では、今回の法改正が社会福祉法人の事業に非常に大きな影響を与え、結局は利用者の方のサービスに大きな影響が出てくると思っておりますので、何らかの形で、それが支援なのか、あるいはルールなのか、打ち出していないといけないのではないかなと思っております。では、一体何をすればいいのか。行政としてやるべきことは何なのか。それはやはり法人が、自分たちで、法で決まったことはやるべきではないのか。どこまで都が、言葉は悪いんですけど、面倒を見なきゃいけないのかとか、そういうようなことも含めて、意見を出していかないといけないと思っているのが意見でございます。

以上です。

平岡委員長 ありがとうございます。

今の点は、具体的な行政としての取組がどの範囲まで及ぶべきなのかということもあります。基本的な考え方、スタンスの問題ということもあるかと思います。そういうことも含めて、ご意見をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

今のご意見の中で、最初に触れられた、社会福祉法人の理事会の機能、理事の職責等が十分に理解されていないようなケースもしばしば見られたというようなお話もあったんですが、この運営適正化検討会のときも、そういうことからきちんと改善を図っていくということは、私も委員だったわけですが、議論されまして、この都の取組の中で出てきています役員機能強化研修も、そういう点について、初級レベルというところから始めるということで、その場合は、かなり基本的な社会福祉法人制度の仕組み等の説明から入るということであったかと思うんです。それがどのぐらい成果を上げて、改善がなされたのかどうかということも、今のお話とも関係してくるかと思うんですが、どうでしょうか、この研修の成果あるいは課題ということで、何か事務局のほうで把握されていることがありましたらご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

新田指導調整課長 経営適正化検討会で検討されて、役員機能強化研修というのをやってきたんですけれども、その間、大きな事情の変化として、社会福祉法人の指導検査の権限というのが平成25年から区市に移譲されました。以前は東京都が全て所管をしていたというところで、都が全法人に対してやってきたということもありますけども、今回の法改正を踏まえまして、法の中身を法人に理解していただかなきゃいけないというところがあるのですが、都として、都の所管の法人だけを対象に説明を行えばいいとか、あるいは区市の所管の法人までを含めてやる必要があるのかというところが一つあります。

それと、既に法人の理事ですとか、監事について研修をやってきたわけですがけれども、既にやってきた研修を、またやるのかというような議論というのは、当然これから事業の組み立てをしていく中であるわけですから、やはりターゲットというのを絞っていかなければいけないというふうに考えております。例えば評議員につきましては、評議員会が議決機関として新たになったということもあるので、場合によっては、評議員に対してターゲットを絞ってやっていくとか、あるいは会計監査人が設置されないようなところについては、監事の役割、もちろんほかの法人でも当然重要なわけですがけれども、特に会計監査人が設置されないような規模の法人については、監事の役割が重要になってきますので、そういったところにターゲットを絞っていくべきだとか、そういうことも考えておりますので、その辺について、委員の皆様のご意見をいただくと助かります。

平岡委員長 ありがとうございます。

今のお話では、一つは、都と区市との役割分担をどうするかということがございませ

たし、あと、研修等を行っていく場合のターゲットをどこに設定するかというようなお話があったと思うんです。いかがでしょうか。

亀岡委員 先ほど研修のお話があったと思うんですけども、特に今まで、この研修ということを見せていただくと、理事ということ、あと監事ということで、先ほど、その中で、新たに評議員というお話があったかと思うんですけども、一つは、これ、公益法人をベースにされているかと思うんですけれども、評議員の権限と、あと理事との役割との違いの部分と、そういう評議員に対してはどのような研修をするのかということ、従来の評議員とは立場が違いますので、その辺は今まで議論していなかったかと思しますので、その議論は、ぜひ、こういう特に研修を、やる側のほうがそのことをきちんと理解していないと、適切な研修はできないのかなと思います。従来の理事と評議員と、新制度における理事と評議員との関係は異なる。従来は評議員の定数は理事の定数の2倍を超える数とされていましたが、今回、理事と評議員は重複は認められず、評議員の定数はの定数より多くないといけないと、こういう当然構成の内容も変わっていきますので、ちょっとその辺も含めた見直しが必要ではないのかなと思しましたので、従来と比べると。その辺の検討も必要かと思っております。

平岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ。

高原委員 法人運営の観点から言いますと、特に評議員会の構成が非常に変わってきていますので、先ほどの研修については、特に評議員について重点的にやっていただいたほうがいいのではないかなと思います。

もう一つ、別の視点から、この評議員と理事会の選任をどういう形でやるのかという、この辺のところも法人任せでいいのかどうか、ある程度、こういう形にしたかどうかという事例は提示したほうがいいのではないかなというふうに思うんですね。新しい出発をすることになりますのでと思います。

平岡委員長 その点について、何かお考えの点はございますでしょうか。

今の質問に対してお答えできるのであれば、お願いいたします。

新田指導調整課長 今までの評議員と性質が大きく変わるということで、所轄庁として、やはり定款をこれから承認していく形になりますので、委員おっしゃられるような視点というのは重要だと思います。ただ、ちょっと具体的に、これからどうやっていくかというところは、また詰めていかなきゃいけない部分というところがございます。またいろいろ意見をいただきながら、これから検討していきたいと思っております。

平岡委員長 よろしいでしょうか。

では、亀岡委員、お願いいたします。

亀岡委員 今の評議員の選定ということについては、既に公益法人のほうでも、例えば、評議員選定委員会等を設置して、どういう人たちが構成員になるといいのかということも含めて前例がありますので、それを参考にされるとよろしいのかなと思います。

ただ、特に公益法人と違って、社会福祉法人の場合は、今まで理事と評議員の位置づけが非常に違って、特に今回、評議員制度を導入するときに、理事と評議員が立場をチェンジすることによって、何かものすごくリスクを、言いかえると、評議員が中心に全部やってしまうのではないかみたいなのがありますので、その辺も、ちょっとある意味の誤解部分もありますので、それもきちっと理解されて、それぞれの役割を明確にしておく必要があるのかなと思います。

平岡委員長 ありがとうございます。

確かに、その評議員会に過度に権限が集中することを恐れるということで、かえって、適切な選任が行われなくなるということはあるのかどうか、そういうような観点というのもあるかと思えますし、また、評議員の責任が非常に重くなるということで、その責任に意識を持っていただくことは必要なんですけど、過度に負担感が高まりますと、むしろ適任者が引き受けていただけなくなるということも考えられますので、そういう点も考慮する必要があるかなと思うわけです。

それから、そもそも、これは評議員になる方の層がかなり広がるということもありますので、研修の強化も必要ですが、一方で、公益的な活動にもかかわらず、市民の方がふえてくると各分野の方々がふえてくるといって、チャンスだという捉え方もできるのではないかと思いますので、そういう視点も必要なのではないかなと思うわけです。

確かに、どこまで行政がバックアップする必要があるのかという問題はありますが、従来からの指導監査というものの枠組みを少し超えるようなところで、社会福祉法人に対する支援とか、育成とか、そういう観点で考えていかなければいけない内容がこの法律改正の中には含まれているのではないかなということもありますので、そういうことも、この会議でも委員の皆様のご意見を伺っていければと思っているところです。

先ほどの事務局のご説明で、都と区市との関係ということもありましたので、その他の点を含めても結構ですが、区市から出ていらっしゃる委員の方から、何かご意見、ご質問等あれば、いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

世田谷区泉谷指導担当課長 世田谷区の泉谷でございます。私、きょうは指導担当課長という立場ですけども、これまで、包括外部監査を担当する、いわば区ではガバナンス担当をするような事務監察のセクションや、それから会計課長として公益法人改革などに携わったという経歴もあるから、ここに選ばれたのかなんてちょっと思ったんですが、実は先ほどからのお話にあります、この指導というところについて、行政指導は事実行為ですから、相手方が嫌と言え、嫌なまま進んでしまうと。そんな中で、取り消しではなくて、もし相手方が従って、それで損害が起きたときには、その行政指導に対して損害賠償請求ができるというような、行政にとってはリスクがあるというような中で、どこまで指導というのが、これから線引きがされていくのかなというのに非常に興味を持っております。

世田谷区で言いますと、私も就任したばかりなので、指導検査の現場にはまだ携わっ

ていないんですけども、やはり評議員なり、理事会なり、長期欠席の人がいると。そういう中で責任を果たしているのかどうかなのかという、評議員なり理事の方の資質というようなところについて問われる部分も、現実的にあるのかなと思っております。世田谷区においては、1年以上欠席している評議員がいると、是正をなささいという指導をしているというところです。

平岡委員長 よろしいですか。

続けて、お願いいたします。

八王子市鈴木指導監査課長 八王子市の鈴木です。

参考資料の2にもありましたけれども、先ほどご紹介いただいた(4)行政の役割と関与というところで、の都道府県の役割として、研修を行うなど管内の区市における指導監査の支援、でも、社会福祉法人の財務や運営に関する情報の指導監督への活用・都道府県における情報収集と分析といったことも報告書に掲載されたということでございますので、そういったサポートを引き続きやっていただければありがたいかなと個人的には思っております。

八王子市内の法人の状況ですけれども、現在、市長が所轄庁となっているのが55法人ございます。そのうちの半分以上、30法人が主たる事業が保育事業ということで、八王子市の場合は、多摩ニュータウン開発ですとか、八王子ニュータウン開発ですとか、それまでも2町7村の編入だとか、そういった形で規模も行政区域が広がって、人口もふえてきて、特に第二次ベビーブームですか、昭和46年～49年の後にかなり子供たちもふえて、保育ニーズがふえたということで、1年間で法人が八つ、一遍にできたり、保育園自体が八つ、一遍にできるという、そういったこともありまして、保育事業を運営されているところというのは、割と小規模な法人さんが多いかなと。

また、これらの法人の中には保育士さんが法人の会計処理をされているようなところもあるというふうにも聞いておりますので、今回の法改正自体はいい方向なんだとは思いますが、なかなかハードルが高いのかなと。だとすると、それなりのサポートをしないと、実効性が保てないのかなというふうに考えております。

以上です。

平岡委員長 ありがとうございます。

今のお二人の委員のご発言について、事務局から、あるいは飯塚委員のほうからございましたら。

飯塚委員 よろしいでしょうか。広域自治体として都道府県につきまして、区市によって規模も非常に違いますし、やはり力もどうしても違ってきているような中で、東京都内の社会福祉法人に対しては、東京都も責任を持つという考え方で取組みたいという思いもありつつ、所轄庁であるところの区市さんのお考えもあると思っておりますので、立ち位置に悩んでいる部分があります。今、八王子さんのようなご意見等も、今後、区市が取りまとめながらやっていける部分があるといいかなというふうに思っております。



あと、もう一つ、財務分析のほうも、どうやって区市さんの社会福祉法人に対しても行っていけるかなというような部分も意見をいただければ、東京都としても協力していきたいなという考えはございます。

以上です。

平岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。詳細な財務分析などの例が今まであるかどうかということもあると思うんですけども、区あるいは市の立場から見て、それをどう考えたらいいかという、もしございましたら。

世田谷区泉谷指導担当課長 先ほどの八王子さんの話がありましたけど、公益法人の改革のときに、やはり収支相償ということについて、なかなか理解が進まない法人がたくさんありましたし、実際、世田谷区の法人でも、財務諸表の借方と貸方で数字が合っていないという基礎的なミスとかということもありました。その辺は財務事務の事務上のミスということで、例えば法人内の服務規程違反とかということにならなければ、それはそれでいいんですけども、それがもっと大きな財務上の事故、会計上の事故となっていた際には、相当信用失墜という話にもなっていくでしょうし、そのような財務事務について、小規模法人ほど、なかなか手当てできないんだとすると、事務の共同化処理、シェアするとかというような発想の転換も必要なのではないのかなと思っています。

平岡委員長 ありがとうございます。

会計監査人の設置が義務付けられない小規模法人ほど、そういう財務事務を担当の職員だけでできるのかという問題があるのではないかとことはありましたので、確かにご指摘の点は検討すべきかなということを感じます。そのあたり、いかがでしょうか。

亀岡委員 先ほど言われた内容、確かにそのとおりかなと、こう思っております。収支相償のことについては、公益法人のほうも、先ほどおっしゃったように、なかなか実務上、運営上、難しいということで、今、見直しの中で収支相償の期間を延ばしていこうというのがあったのと、社会福祉法人においては、やっぱり収支相償は、そもそも社会福祉事業は公益事業よりも公共性が高いのだから、収支相償はそもそも議論をする必要性がないというような、今回、整理されていると思いますので、これは非常によかったのかなと思っております。

それとあと、会計監査人の設置ということもあるんですけども、実際に学校法人においては1,000万円以上の補助金をもらっていると、制度上、公認会計士等による会計監査を受けなければいけないということになっているんですけど、小さなところでも会計監査を受けると、会計監査自体が適性だったかどうかという、審査を受けなければいけないという、ルールがあります。監査法人などではあまり問題にならないのですが、個人の公認会計士などは他の公認会計士等に審査を依頼しなければならないので、簡便的に、会計監査を適正に実施したというチェックリストみたいなのを公認会計士自

身が自ら作成して日本公認会計士協会へ提出することによって、会計監査実施者以外の第三者が目を通していているというようなことがあります。このような方法も参考にされて、できれば、大きなところも含めですけども、特に小規模法人については、自ら最低限こことここだけはチェックして確認ができるようなチェックリストみたいなものをつくってあげて、全員に配布をして、法人自ら記入したチェックリストを提出する等の仕組みを作れば、大きな間違いを防ぐことができ、ある程度の担保はできるのかなと、思っております。

それと、先ほどおっしゃっていましたが、事務を、事務センターみたいなところでまとめるというお話もございますけども、これは同一の法人の中で、ブロックごとに何かまとめていくというのは、効率的かと思えますけど、法人が異なるような場合に、それがどこまで法人間でやれるのかが大事です。

最近、いろいろと法人間のやりとりがある中で、なかなか自分の手の内を見せたくない。手の内というのは、例えば、作成された財務諸表は公表されるんですが、そういう意味の公表はあるんですけど、作成プロセスの中でいろんな問題を皆さんは抱えていますので、それは当然解決しなくてはいけない問題ですけども、他の法人にそういうことを知られるというのは余りよしとされないところもありますので、できるだけ法人の中で正常化できるような何かツールをさしあげて、つくってあげられるのが第一段階としてはいいのかなと思っています。その一つとして、例えば財務諸表であれば、最低限こことここが合っているかどうかとか、この数字は合っていますかとか、それで、先ほどおっしゃった財務比率としては、通常これぐらいはないと、この規模だとどうですよ、みたいな大きな枠組みですけども、そういうものがもし提示ができるのであれば、望ましいかなとは思っております。

平岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。かなり具体的な支援策のようところに話が進んでおりますけれども。

飯塚委員 今、亀岡委員がおっしゃっていたチェックリストというのは、今、簡単なチェックリストということで、ホームページ上で公開しているチェックリストのイメージですか。

亀岡委員 それとか、あと、行政の方が法人に行ったときに、こことここは見ておけよというようなのがありますね。

飯塚委員 私どもが財務を見るための指導検査上のチェックリストでしょうか。

亀岡委員 そのようなものだと思います。今後、法人として最低限押さえておいてもらいたいというものをまず法人にさしあげて、それを提出してもらうことによって、むしろ検査が容易に進むことも可能なのかなというふうに思いました。できるだけ、私、個人的にはそういうツールはどんどん出してあげたほうがいいのかなと思っております。

平岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。少し違った観点からのご意見もいただければと思いますけれども。

どうぞ。

茨木委員 きょう、初めてなので、幾つか質問させていただきたいんですけども、これまで適正化検討会のチェックリスト等でひっかかってきた指導が必要な法人というのは、どういうところが多かったのかなというか、今後のために聞いておきたいんですけど、社会福祉法人と一口に言っても、本当に規模が全く違う、本当に小規模から、もう巨大な社会福祉法人、特に東京都の場合は抱えていらっしゃると思うんですけども、その規模によって、やはり今、課題になっている小規模社会福祉法人のほうが非常に課題が大きいのか、それとも、満遍なく課題が多いのか、そのあたり、ちょっと教えていただければと思います。特徴というか、あと分野とか。

新田指導調整課長 傾向が、というのは難しいんですけども、やはり大きな法人でもいろいろ財務上の問題があって、改善勧告の対象になったこともありますし、小さい保育園だけ運営しているようなところでも、会計処理がかなりずさんというんですか、そういったところもありましたので、一概に業種ですとか、規模というところでは、なかなかはかりがたいですが、必ずしも会計監査人が選出されるような規模のところではなくても、問題があるということは、これまでの財務分析ですとか、指導検査の中での傾向としてはあります。

平岡委員長 ありがとうございます。

どの分野とか、どの規模だと問題ということは、ちょっと一概に言えないと思うんですけど、運営適正化委員会の報告書などでも、こういうタイプの問題が起こりがちだという例が挙がっていたかと思うんですけども、ですから、一般的にそういう幾つかの、いわゆる不正のようなものにつながるものもあれば、経営能力が十分でないとか、事務処理、会計事務の処理に問題があるとか、そういうタイプ分けは今までもしてきたと思いますので、そういうものを踏まえた議論というのが、この会議にも、今後、必要なかなと思っているところです。

それで、新しく委員になっていただいた委員ということで、松田委員、もしよろしければ何かご意見いただけますか。

松田委員 ありがとうございます。

私も、社会福祉法人の経営全体には疎いところですが、若干社会福祉法人を運営されている方からご意見を伺うところだと、やはり今回の法人改革は非常に大きなものだと思います。主体的な取組が求められるのは当然かと思いますが、先ほど若干ご指摘ございました、評議員会の委員をどのように選任をしていくのか、亀岡委員からも公益法人改革でモデルがあるというようなご指摘もございましたけれども、そのあたりの手続も含めて、いつまでに何を法人として取り組むべきなのかといった工程表みたいなものが示されると、法人としても進めやすいのではないかなと感じるところは

ございます。

そのあたりを、先ほども出ましたチェックリストの中で含めて示していくものになるのかなとも思います。各社会福祉法人は、利用者対応、現場のところについては非常に熱心にやっていらっしゃるにしても、法人運営というところでは非常に十分取組んでいないというところもあるのではないかと考えております。そういう意味では、今回の改革をきちんと受けとめていけるように、先ほど委員長からもございましたとおり、指導検査に限らず、支援というような要素で、ぜひお取組をいただければありがたいと思っております。

平岡委員長 ありがとうございます。

確かにかなり大きな改革ということになりますと、例えば評議員の選任に関しても、一定のスケジュールに沿って進めていかないと、なかなか大変なことになるということもあるかと思えます。これは厚労省のほうでもいろいろ考えているとは思いますが、重要な指摘だったと思います。

今井委員には、今までいろいろとご教授いただいているんですけども、何かございますでしょうか。

今井委員 今まで、皆様、議論のとおりであります。先ほど委員長からもご指摘いただきましたけど、社会福祉法人の適正化委員会のときから言われていたのですが、機関整備をしても、その内実を充実させなければ、いわば仏つくって魂を入れないのではだめだという議論はすごくされていて、今回、機関整備が非常に進んだということは喜ばしいことだと思いますが、その魂入れるというのは適切かどうかですが、基本的に社会福祉法人の場合、理事さんの場合は非常勤、無報酬の方がほとんどであると。今回、評議員会が必置ということですが、評議員会の委員についても、もともと業務執行機関ではございませんので、非常置の機関でありますから、当然非常勤で、大体多くの社福の場合は無報酬と。年2回の評議員会のときにいらしたときに交通費を支給する程度ということで、権限と責任がこれだけ重くて、権限もありますよということで、充実したこの機関構成に従った運用ができるかが結構大変ではないかと考えております。

せっかく、社会福祉法人専門家会議ということですので、各ご専門家がいらっしゃいますので、具体的な問題としましても、例えば理事さんに対して、非常勤、無報酬の理事さんに、どうやってこの権限と責任を理解していただくかというようなことが、今後、具体的な問題になるのではないかとこのように思っております。そういうことを含めまして、今後、検討をしていくべきかなと感じています。

以上です。

平岡委員長 ありがとうございます。

そうですね、非営利法人なので、非常勤、無報酬で理事を務めるということが当然のこととして受けとめられるかどうかですね。実際に仕事が大したことはないからということで、頼まれて引き受けてくるということはあったと思うんですけど、これだけ責任

と権限があるということになりますと、そういう社会福祉法人の理事というのはどういうものなのかということの理解をしっかりといただく必要があるのではないかと思います。

いろいろと課題も幅が広い分野にまたがるということにもなっていました、質問、ほかにいかがでしょうか。

高原委員 よろしいでしょうか。今回の改革のときに、社会福祉法人のもうけ過ぎという話が出てきて、特に介護保険事業者に対して風当たりが強かったんですけども、そうした中で、この社会福祉充実計画の作成にかかわるガバナンスというようなことが出ているんですが、これについては、特に私は、東京に関してはしっかりと、その法人がどういう構成の中の、資金構成というか、ガバナンスが保たれているかどうかということをしるすぐわかるような形をつくってほしいと思うんですね。そうしないと、全国でもって、もうけ過ぎと一くくりされても、東京は違うよということを言い切れないですよ。しかも、ことしは介護報酬が引き下げられて、東京なんかではダブルパンチを食っているというような感じで運営していますから、その辺のところを明確にする必要があるかなと思います。

平岡委員長 ありがとうございます。

今、ご指摘のように、それぞれの分野ごとの課題というものもあるかと思いますし、その法人経営の難しさという点で言うと、やはりそのような経営の自主性がますます求められている。あるいは、費用の抑制ということが働きやすい分野というものの難しさということもあるかと思います。そういうそれぞれの政策分野ごとの課題も踏まえた検討が必要かなと思うところです。

それでは、一通りご意見をいただいたということであれば、このあたりできょうは閉じさせていただいて、また次回以降、改めて、次の設定された課題に沿っての議論を進めていければと考えておりますが、事務局のほうから何かお知らせなどありますか。

新田指導調整課長 それでは、連絡事項をお伝えさせていただきます。次回の会議の開催は7月の中旬から下旬を予定しておりますので、改めて事務局よりご連絡させていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、後日、事務局より各委員に送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。配付いたしました資料についてですが、お持ち帰りいただけますので、忘れ物のないようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

平岡委員長 どうもありがとうございました。

これもちまして、きょうの会議は終了させていただきます。

(午後 4時53分 閉会)